



許可番号第04754032701号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7  
氏名 有限会社 久米産業 代表取締役 有本 英輔

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和 4年(2022年) 3月24日  
許可の有効年月日 令和 9年(2027年) 3月23日

### 1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)

燃え殻(特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)

汚泥(特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)

鉍さい(特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)

ばいじん(特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)

廃石綿等、廃PCB等(低濃度のものに限る。)、PCB汚染物(低濃度のものに限る。)、PCB処理物(低濃度のものに限る。)

(積替え保管を含まない。)

### 2. 許可の条件

(1) 産業廃棄物を船舶に積載する際は、港内に滞留することのないよう船舶の出航時刻に合わせて排出事業所から搬出すること。

(2) 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成29年3月24日 新規許可

令和4年3月24日 更新許可

4. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ (無)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

令和3年8月18日付産業廃棄物収集運搬業許可証(許可番号第00350032701号)

事務所の所在地：岡山県久米郡美咲町休石480番6

事業場の所在地：岡山県久米郡美咲町藤原字下原ラ字下モ原381番1、381番4、381番8  
字清水1376番2、1376番3

## (裏面)

## 1. 取り扱う特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物の種類 有害物質	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻	汚泥	鉍さい	ばいじん
水銀又はその化合物		○	○		○	○	○
カドミウム又はその化合物		○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物		○	○	○	○	○	○
有機リン化合物		○	○		○		
六価クロム化合物		○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物		○	○	○	○	○	○
シアン化合物		○	○		○		
ポリ塩化ビフェニル		—	—		—		
トリクロロエチレン	○	○	○		○		
テトラクロロエチレン	○	○	○		○		
ジクロロメタン	○	○	○		○		
四塩化炭素	○	○	○		○		
1,2-ジクロロエタン	○	○	○		○		
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○		○		
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○		○		
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○		○		
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○		○		
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○		○		
チウラム		○	○		○		
シマジン		○	○		○		
チオベンカルブ		○	○		○		
ベンゼン	○	○	○		○		
セレン又はその化合物		○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○		○		○
ダイオキシン類		○	○	○	○		○

※表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。